

## 例

### 〇〇自主防災会規約

#### (名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

#### (所在地)

第2条 本会の活動拠点は、〇〇集会所とする。事務局は、会長宅とする。

#### (目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行う事により、地震、風水害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

#### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地域内の災害危険箇所の把握に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、安否確認、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の計画及び実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

#### (会員)

第5条 本会は、〇〇自治会にある世帯をもって構成する。

#### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと。
  - (2) 総会により委任されたこと。
  - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(班編成)

第11条 本会の目的を達成するため、別表1のとおり班を編成する。

- 2 班長は、班活動の指揮にあたり、副班長を指名し補佐させることができる。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

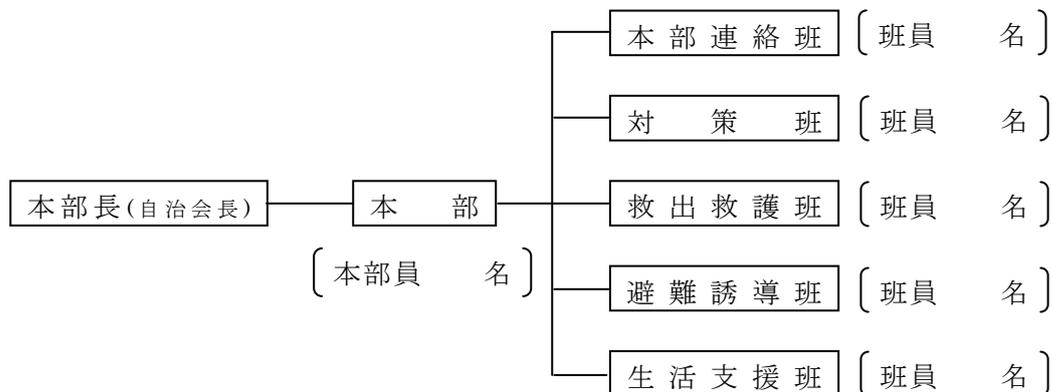
2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

別表 1

【班編成】(例)



備考

この表はあくまでも例示であり、各班の構成は地域の実情に応じて編成するものとする。

【役割分担】(例)

活動内容	平 常 時	災 害 時
班編成	各班の役割分担の他、組織全体で地域住民の連携を高め、災害時における行動力を養う。	災害の実態に応じて、他の班の活動を支援することにより、全班が協力して災害に対処する。
本部連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災に関する知識の普及</li> <li>災害情報入手手段の確保</li> <li>連絡網の作成と管理</li> <li>情報収集、安否確認訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部運営補助</li> <li>災害情報の収集と伝達</li> <li>防災機関に対する災害情報の通報</li> <li>避難勧告等の伝達</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防活動</li> <li>浸水等危険箇所の点検</li> <li>消火、水防資器材の準備と管理</li> <li>消火、水防訓練の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火活動、初期水防活動</li> <li>危険箇所巡回</li> <li>二次被害軽減対策</li> <li>避難後の防犯対策</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急手当の知識の普及</li> <li>負傷者等の救出と応急手当用器材の準備と管理</li> <li>応急手当等の訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動</li> <li>負傷者等の搬送</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所と経路の把握</li> <li>要援護者と支援者の把握</li> <li>避難誘導資器材の準備と管理</li> <li>避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な避難場所の指示</li> <li>避難行動を促すための説得</li> <li>要援護者の避難と手助け</li> <li>避難誘導</li> </ul>
生活支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の開設と運用方法確認</li> <li>避難生活全般（給食、給水、トイレ等）の計画と訓練の実施</li> <li>必要な備蓄の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の開設（安全確認）</li> <li>炊き出し等の給食、給水活動</li> <li>トイレやゴミ処理等の衛生対策</li> <li>避難生活全般の支援</li> </ul>